

佐賀県告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十四年四月十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 施行者の名称

伊万里市

二 都市計画事業の種類及び名称

伊万里都市計画下水道事業 伊万里市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年一月二十四日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和五十四年佐賀県告示第五十六号、昭和六十年佐賀県告示第百五十八号及び平成二年佐賀県告示第五百四号の事業地に伊万里市松島町字六本松及び字一本松、脇田町字馬臥並びに木須町字馬伏を加え、松島町字搦地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

昭和五十四年佐賀県告示第五十六号、昭和六十年佐賀県告示第百五十八号、平成二年佐賀県告示第五百四号、平成四年佐賀県告示第六百三十七号、平成九年佐賀県告示第五百五号及び平成二十一年佐賀県告示第八十七号の事業地に伊万里市脇田町字長恩寺を加える。